

平成27年度 事業報告

1. 調査研究事業

- (1) わが国の建設業がやりがいのある魅力的な産業として持続発展し、国づくり・国土管理が着実に進むよう、インフラ整備・管理の新たな方法論を提言することを目的に、「建設業と建設技術者の未来像研究会」を新たに設置し、現状の把握、課題の抽出を行いました。
- (2) 地域ごとの建設業のあり方についての提言を目的に「地域建設産業のあり方検討委員会」を設置し、福島県をモデル県として建設業の特徴を踏まえた調査研究を行いました。

2. 建設技術者等情報提供事業

- (1) 建設技術者への有益な情報の提供等を目的にしたインターネットサイト「コンコム」の活用を促進を図るため、平成27年度を通じて、一部コンテンツを除き会員登録無しで閲覧できるようオープン化を実施するとともに、土木学会「350委員会」とのコラボ記事など、新規コンテンツの充実も図りました。
- (2) また、講習機会の少ない地方で活躍する建設技術者を対象に、新たに「技術力向上セミナー」を開催することとし、平成27年度は愛媛県(4月)、栃木県(10月)にて実施しました。

3. 監理技術者資格者証の交付等事業

- (1) 監理技術者資格者証の交付申請に関する業務
 - (ア) 資格者証の交付業務については、新規36,258件、更新100,779件、追加4,630件、紛失等による再交付1,302件、合計142,969件の交付を行いました。
これにより、平成28年3月末日現在で、資格者証の保有者数は、662,868名となりました。
なお、交付申請件数を受付方法別にみると、支部受付件数が87,223件(61.0%)、電子申請による本部受付件数が55,746件(39.0%)でした。
 - (イ) 所属建設業者名等の変更届出件数は、19,700件でした。
- (2) 監理技術者資格者証交付システム等の維持管理と改良
監理技術者資格者証交付システム等の維持管理を行うとともに、監理技術者資格者証交付システムについて、以下の改良を行いました。
 - (ア) 技術検定合格通知書による資格確認に対応した改良

(イ) 平成28年6月に施行予定の資格者証への講習履歴情報の記載及び「解体工事業」追加に対応するための改良に必要な設計業務

(3) 本部と支部・事務所との連携確保

(ア) 支部から本部への資格確認のための照会端末の機器更新を行いました。

(イ) 平成28年6月施行予定の制度改正に的確に対応するため、平成28年1月に支部・事務所担当者会議を都内で開催しました。

4. 技術者資格情報等提供事業（発注者支援事業）

(1) 公共工事の発注者に対し、建設業者の施工体制の確認等に必要な技術者資格情報（建設業の許可、経営事項審査情報、技術者専任性確認情報等）の提供サービスを行いました。

○サービスの内容

- ・企業情報直接提供サービス：発注者の情報処理システムに直接提供
- ・検索提供サービス（JCIS）：インターネットにつながるパソコンで各種情報を検索提供、JACICとの共同事業

○提供機関の状況

	H27. 3	増減	H28. 3
国の機関	17	減 1	16
県・政令市	58		58
独法等	8		8
市町村	377	増6, 減1	382
合計	460	増4	464

(2) 発注者支援システムの維持管理と改良

発注者支援システムの維持管理を行うとともに、企業情報直接提供システムについて、その安定稼働を図るため、全面的にリプレースを行いました。

附 属 明 細 書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項が規定する
附属明細書の内容とすべき「事業内容を補足する重要な事項」はありません。

[参考]

第三十四条 法第二百二十三条第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条
の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)

二 法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議
があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。